

# 速報！ユウワ通信

## ◆今回のテーマ：年末調整の対象者と注意点

毎年のことですが、今年も年末調整の時期が迫ってきました。今年は 8 月に大型の台風が熊本に直撃し、9 月は阿蘇山が噴火するなど、例年に増して災害の多い年だったのではないのでしょうか。これらを鑑み、今回の FAX NEWS では、年末調整について簡単に確認するとともに、確定申告でしか適用することのできない雑損控除についても要点を絞ってご説明していきたいと思えます。

### 平成 27 年分 年末調整のしかた

国税庁サイト上で、「平成 27 年分 年末調整のしかた」及び各種書類の様式等が公表されています。

○平成 27 年分 年末調整のしかた

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/gensen/nencho2015/01.htm> (国税庁 HP)

平成 27 年分において、特筆すべき事項はありません。上記の「年末調整のしかた」にも、復興特別所得税に関する注意書きが特記されているのみとなっています。復興特別所得税は、平成 25 年 1 月から創設されていますが、年末調整の際に復興特別所得税の計算が漏れていることがありますので、ご注意ください。

また、平成 27 年分は所得税率の改正がありましたが、その点は毎月の源泉徴収時の源泉徴収税額表等で既に加味されているため、年末調整時には特段問題とはならないでしょう。

### 年末調整の対象者

12 月に行う年末調整の対象となる人は、会社などに 1 年を通じて勤務している人や、年の途中で就職し年末まで勤務している人（青色事業専従者も含みます）で、「給与所得者の扶養控除等申告書」を年末調整を行う日までに提出している人（源泉徴収税額表の「甲」欄により税額を計算している人）です。

ただし、1 年間に支払うべきことが確定した給与の総額が 2,000 万円を超える人や、源泉徴収税額票の「乙」欄や「丙」欄を用いて税額を計算している人は、年末調整の対象者には該当しませんのでご注意ください。

### 年末調整で適用できない各種規定

以下のものについては、確定申告が要件になっています。

- ① 雑損控除（不慮の災害や盗難などで資産に損害を受けた場合）
- ② 医療費控除（多額の医療費を負担した場合）
- ③ 寄付金控除（寄付をした場合）
- ④ 住宅ローン控除（2 年目以降は年末調整で適用可能）

このうち、前述のとおり雑損控除についてももう少し掘り下げて確認していきたいと思えます。

### 雑損控除

雑損控除は、災害や盗難などで所有している資産が損害を受けた場合に、税率を乗ずる前の所得から一定額を控除することができる 14 種類の所得控除のうちのひとつです。

#### 【資産の所有者】

- ・納税者
- ・納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が 38 万円以下の者（控除対象配偶者や控除対象扶養親族などが該当します）

#### 【対象資産】

- ・生活に通常必要な資産（居住用家屋、家財、衣服、現金など）
- ・事業的規模以外の業務用資産

#### 【損害の原因】

- (1) 震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害
- (2) 火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害
- (3) 害虫などの生物による異常な災害
- (4) 盗難
- (5) 横領

※詐欺や恐喝の場合には、雑損控除は受けられません。

#### 【留意点】

雑損控除として控除できる金額は、損害額からその損害につき受け取る保険金や損害賠償金を差し引いて計算することに注意が必要です。（詳しくは弊所にご相談ください。）